

平成 21 年度 気候変化に対応した治水対策検討業務 特 記 仕 様 書 (案)

第 1 条 適用範囲

本特記仕様書は、国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所調査課が発注する「平成 21 年度 気候変化に対応した治水対策検討業務」（以下、本業務という）に適用する。

本業務は、「設計業務等共通仕様書（平成 21 年 4 月 中部地方整備局）」（以下、共仕という）及び本特記仕様書に基づき実施するものとする。

第 2 条 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から平成 22 年 10 月 29 日までとする。

第 3 条 業務目的

本業務は、地球温暖化に伴う気候変化による水害リスクの増加を踏まえ、豊川水系における壊滅的な被害を回避するとともに被害の最小化を図るため、既存洪水調節施設等の有効活用や流量低減効果を生かした河道整備などの幅広い治水対策案の検討を行うものである。

第 4 条 業務内容

1. 計画準備

本業務を遂行するために、業務の目的及び内容を把握し、業務を円滑に進めるための業務全体計画について検討し、業務計画書を作成するものとする。

2. 治水対策案の検討

1) 洪水調節施設等による治水対策案の検討

豊川水系の流域特性や河川特性等を踏まえ、既設施設の有効利用や多目的利用、再編、運用変更等による新たな洪水調節容量の確保や流域の遊水機能の確保、流域の保水力の向上など、流域における洪水調節施設等による幅広い治水対策案の検討を行うものとする。なお、各対策案毎に概算事業費及び事業効果の算定を行うものとする。

2) 分流施設等による治水対策案の検討

豊川水系の流域特性や河川特性等を踏まえ、捷水路や放水路、派川への分流施設などによる洪水流量のバイパスや分流など、幅広い治水対策案の検討を行うものとする。なお、各対策案毎に概算事業費及び事業効果の算定を行うものとする。

3) 河道整備等による治水対策案の検討

豊川水系の河川特性や河道特性等を踏まえ、河道の平面形及び縦横断面形等による流下能力の確保対策や流量低減効果の増強対策、堤防の強化対策など、幅広い治

水対策案の検討を行うものとする。なお、各対策案毎に概算事業費及び事業効果の算定を行うものとする。

3. 治水対策案の評価

1) 評価指標の検討

技術的、社会的、経済的及び環境保全の見地から、検討された治水対策案を定量的に評価するための評価指標について検討を行い、評価指標の特徴について整理を行うものとする。

2) 治水対策案の評価

「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」や評価指標の検討結果を踏まえ、検討された治水対策案について、適切なライフサイクルコストを含む事業コストと事業により得られる効果・影響等総合的に評価するものとする。

4. 報告書作成

本業務の成果を報告書としてとりまとめる。

5. 打合せ協議

本業務に関する打合せは、業務着手時・中間時・業務完了時の3回行うものとし、業務着手時及び業務完了時には、管理技術者が立ち会うものとする。

第5条 再委託

1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、「共仕」第1127条第1項に示すほか、下記に掲げるものとする。

①第4条 業務内容

「2. 治水対策案の検討」

「3. 治水対策案の評価」

2. 「共仕」第1127条第4項に規定する書面に記載する事項は下記のとおりとする。

①再委託の相手方の住所及び氏名並びに当該再委託の相手方が行う業務の範囲

②再委託の相手方が再々委託を行うなどの複数の段階で再委託が行われるときには、当該複数の段階の再委託の相手方住所及び氏名並びに当該複数の段階の再委託の相手がそれぞれ行う業務の範囲。

第6条 電子納品

本業務は電子納品対象業務とする。

成果品は、「土木設計業務等の電子納品要領(案)[平成20年5月]」（以下、「要領」という。）に「要領」で特に記載が無い項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、調査職員と電子化の是非について協議するものとする。

成果品

報告書（A4製本版）	2部
電子成果品（CD-R）	2部

その他（調査職員の指示するもの） 1 式

成果品の提出先は、国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所調査課とする。

第7条 管理技術者

配置予定管理技術者は、技術士（建設部門）土木学会が認定した特別上級技術者、上級技術者、1級技術者、RCCM（RCCMと同等の能力を有する者も含む）のいずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者であること。

第8条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。
2. 受注者は、「業務における行政情報流出防止対策の基本的事項」を遵守しなければならない。
3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第9条 疑義

本業務を遂行する上で疑義を生じた場合は、速やかに発注者へ申し出て協議するものとする。